

香川高等専門学校図書館委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校図書館規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校図書館委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 図書館の運営方針に関する事。
- 二 図書館の予算に関する事。
- 三 研究紀要の発行に関する事。
- 四 各キャンパス図書館の調整に関する事。
- 五 その他図書館の運営に関する事。

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 各キャンパスの図書館長
- 二 学務課長，学生課長
- 三 その他，委員長が必要と認めたもの

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、校長が指名する前条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(報告)

第 5 条 委員長は、必要に応じ委員会の審議結果を企画運営会議に報告するものとする。

(図書館小委員会)

第 6 条 各キャンパスに図書館小委員会を置く。

- 2 図書館小委員会は、各キャンパスにおける次の各号に掲げる事項について審議する。
 - 一 図書館の管理運営に関する事。

- 二 予算の執行に関すること。
 - 三 図書館活動の企画及び立案に関すること。
 - 四 図書、情報資料、視聴覚教材の収集、整備及び利用に関すること。
 - 五 研究紀要の編集に関すること。
 - 六 その他図書館情報活動に関すること。
- 3 図書館小委員会は、各キャンパスの次の各号に掲げる委員をもつて組織する。
- 一 図書館長
 - 二 各学科及び一般教育科から選出された各一名の教員
 - 三 学務課長，又は学生課長
 - 四 その他，委員長が必要と認めたもの
- 4 図書館小委員会に委員長を置き，各キャンパスの図書館長をもつて充てる。
- 5 図書館小委員会は，必要に応じ審議した内容を委員会に報告するものとする。
(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は，必要があるときは委員以外のものを出席させることができる。
(事務)

第8条 委員会の事務は，委員長の所属するキャンパス図書館において処理する。
(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が定める。

- 2 この規程に定めるもののほか，図書館小委員会の運営に関し必要な事項は，各キャンパスの図書館長が定める。

附 則

この規程は，平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成22年9月22日から施行する。

附 則

この規程は，平成24年4月1日から施行する。